

# 寄 附 行 為

財団法人 クリーン・ジャパン・センター

# 財団法人クリーン・ジャパン・センター寄附行為

改正 昭和51年7月1日

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本法人は、財団法人クリーン・ジャパン・センターという。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本法人は、廃棄物の処理及び再資源化を促進するための先導的事業を広範に展開することにより、環境の保全並びに国民生活及び産業活動の省資源化に寄与し、もって、国民福祉の増進と国民経済の効率化に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の処理及びそのシステムに関する調査、試験、研究及び開発並びにその成果の広報及び普及
- (2) 廃棄物の再資源化及びそのシステムに関する調査、試験、研究及び開発並びにその成果の広報及び普及
- (3) 前二号に掲げる事業の助成及び援助並びにそれらの成果の広報及び普及
- (4) 廃棄物の処理、再資源化及びそれらのシステムに関する情報・資料の収集、管理及び提供
- (5) その他本法人の目的を達成するため必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初、寄附された財産
- (2) 設立後、寄附された財産
- (3) 補助金
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 賛助会費
- (7) その他

### (資産の種別)

第6条 本法人の資産は、これを基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初、基本財産として定められた財産
- (2) 設立後、基本財産とすることを指定して寄附され又は交付された財産
- (3) その他理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

### (資産の管理)

第7条 本法人の資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。ただし、その用途又は管理方法を指定されて寄附され又は交付された資産は、その指定に従うものとする。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ若しくは信託し又は国公債その他確実な有価証券にかえて保管する。

### (基本財産処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席構成員の3分の2以上の同意を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けて、その一部を処分し又は担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第9条 本法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

### (事業年度)

第10条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画書及び収支予算書)

第11条 本法人は、毎事業年度開始前にその事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を経た後、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様

とする。

2 前項の事業計画及び収支予算は、評議員会に報告しなければならない。

(事業報告書及び収支決算書)

第 12 条 本法人は、毎事業年度終了後、すみやかに次の書類を作成し、監事の監査を経、かつ、理事会の承認を受けた後、経済産業大臣に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3 第 1 項の事業報告、収支決算及び財産目録は、評議員会に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第 13 条 事業年度末において、剰余金を生じたときは、繰り越した不足金があるときは、その補てんに当て、なお剰余があるときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるか又は翌事業年度に繰り越すものとする。

## 第 4 章 役員及び顧問

(種類及び数)

第 14 条 本法人に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 1名

(5) 専務理事 1名

(6) 理 事 70名以内

(7) 監 事 2名

2 理事のうち10名以上20名以内を常任理事とする。

3 第 1 項第 6 号の理事の数には、副会長、理事長、副理事長及び専務理事の数を含むものとする。

4 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって民法上の理事とし、監事をもって民法上の監事とする。

(顧 問)

第 15 条 本法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、本法人の事業の遂行について、会長の諮問に応じ又は意見を具申する。

3 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員を選任)

第 16 条 会長は、理事会においてこれを選任する。

2 副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の同意を得て、理事のうちから会長がこれを委嘱する。ただし、専務理事及び常任理事について、補欠のため又は辞任した者の後任者を選任するときは、会長が理事のうちからこれを委嘱することを妨げないものとする。

3 理事及び監事は、理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。ただし、理事について辞任した者の後任者を選任するときは、会長がこれを委嘱することを妨げないものとする。

4 第 2 項ただし書及び前項ただし書の規定により会長が専務理事、常任理事及び理事を委嘱したときは、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員職務)

第 17 条 会長は、本法人を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐して業務の執行を統轄し、会長及び副会長ともに事故があるときは、会長の職務を代行する。

4 副理事長は、理事長を補佐して本法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務の処理に当たり、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、理事長の職務を代行する。

6 常任理事は、常任理事会の定めるところにより、その職務を行う。

7 理事は、理事会を通じて本法人の業務の執行に参画する。

8 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(役員等の任期)

第 18 条 役員及び顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、本法人は理事会の議決を経て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 20 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

## 第 5 章 理事会及び常任理事会

(理事会及び常任理事会の設置)

第 21 条 本法人に理事会及び常任理事会を置く。

(理事会の構成)

第 22 条 理事会は、民法上の理事をもって構成する。

2 理事会には、監事も出席して意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第 23 条 理事会は、会長が招集する。

2 構成員の過半数又は監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、すみやかに理事会に招集しなければならない。

3 理事会の招集は、あらかじめ会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会の定める方法により、招集することを妨げない。

(理事会の権能)

第 24 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他この寄附行為に定める事項

(理事会の議長)

第 25 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の開会)

第 26 条 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第 28 条 理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し

又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

3 前二項の規定により表決権を行使する構成員は、第二条の出席構成員とみなす。

(理事会の議事録)

第 29 条 理事会の議事については、議事録を作成し、これを事務所に備えつけて置かなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席構成員 2 名以上がこれに記名押印しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 構成員の数

(4) 出席構成員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(常任理事会)

第 30 条 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、理事長が招集する。

3 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

4 常任理事会は、構成員の過半数の出席により成立する。

5 常任理事会の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。

(常任理事会の権能)

第 31 条 常任理事会は、第24条に規定する事項を除き、業務の運営に関する重要事項を審議決定する。

(常任理事会の運営)

第 32 条 常任理事会の運営に関して必要な事項は、この寄附行為に定めるもののほか、常任理事会においてこれを定める。

## 第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 33 条 本法人に評議員50名以内を置く。

2 評議員は、寄附行為者及び学識経験者のうちから常任理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

3 評議員の任期については、第18条第 1 項の規定を準用する。

(評議員会)

第 34 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、本法人の事業の運営について、報告を受け又は意見を述べることができる。

(評議員会議長)

第 35 条 評議員会議長は、評議員の互選によってこれを定める。

2 評議員会議長に事故があるときは、評議員会議長があらかじめ定めた評議員が、その職務を代行する。

(評議員会の招集等)

第 36 条 評議員会は、会長から要請があったとき、評議員会議長が招集する。

## 第 7 章 専門委員会

(専門委員会)

第 37 条 理事長は、本法人の事業の円滑な運営を図るため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門委員会の目的とする事項に関し学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

3 その他専門委員会に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 8 章 賛助会員

第 38 条 本法人の趣旨に賛同し、賛助会員を納めるものを賛助会員とする。

2 その他賛助会費及び賛助会員に関して必要な事項は、常任理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 9 章 事務局

第 39 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

2 職員は、理事長がこれを任免する。

3 事務局及び職員に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 40 条 この寄附行為は、理事会において、出席構成員の3分の2以上の同意を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 41 条 本法人は、民法第68条第1項第2号、第3号及び第4号の規定による場合のほか、構成員の3分の2以上が出席した理事会において、出席構成員の3分の2以上の同意を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ解散することができない。

2 前項の理事会の議決には、第28条の規定を準用する。

(残余財産の処分)

第 42 条 本法人の解散に伴う残余財産の処分は、構成員の3分の2以上が出席した理事会において、出席構成員の3分の2以上の同意を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて行うものとする。

2 前項の理事会の議決には、第28条の規定を準用する。

## 第11章 雑 則

(細 則)

第 43 条 この寄附行為に定めるもののほか、この寄附行為の施行に関して必要な細則は、常任理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則 (昭和50年11月13日)

1. この寄附行為は、本法人の設立許可のあった日から施行する。
2. 本法人の第6条第2項第1号の規定による基本財産は、金5,000,000円とする。
3. 本法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日に始まり、昭和51年3月31日に終わるものとする。
4. 別添第1「昭和50年度事業計画書」及び別添第2「昭和50年度収支予算書」は、第1項に規定する日に第11条第1項前段の規定により作成されたものとみなす。
5. 本法人の設立当初の役員、顧問及び評議員は、第15条第3項、第16条第1項、第2項本文及び第3項本文並びに第33条第2項の規定にかかわらず、設立発起人会において選任された者がこれに当る。また、昭和50年12月31日までの間において、副会長、理事（常任理事の場合を含む。）、顧問及び評議員を選任し又は委嘱する必要があるときは、第15条第3項、第16条第2項及び第3項並びに第33条第2項の規定にかかわらず、会長がこれを選任し又は委嘱することを妨げないものとする。
6. 前項前段の規定により選任され又は委嘱された役員、顧問及び評議員の任期は、第18条第1項本文及び第33条第3項において準用する第18条第1項本文の規定にかかわらず、昭和52年3月31日までとする。前項後段の規定により選任され又は委嘱された副会長、理事（常任理事を含む。）、顧問及び評議員の任期についても同様とする。

## 附 則 (昭和51年7月1日)

1. 第14条から第17条まで及び第30条中専務理事に関する規定は、通商産業大臣の認可を受けた日（以下「認可日」という。）から施行する。ただし、認可日から昭和51年12月31日までの間において専務理事に委嘱された者の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、認可日にその任にある民法上の理事の残任期間とする。